

各 位

会 社 名 岡本硝子株式会社 代表者名 代表取締役社長 岡本 毅 (JASDAQ・コード 7746) 問合せ先 執行役員総務人事部長 秋山 仁志 電 話 04-7137-3111

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年5月27日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成23年6月25日開催予定の当社第65回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 取締役の事業年度に関する責任をより明確にし、変化の激しい経営環境に迅速に対応するため、取締役の任期を現行の2年から1年に短縮するものであります。
- (2) 社外取締役及び監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条の責任限定契約に関する規定に基づき、定款変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

P					(上がは及父	部方を小しより。)
現	行	定	款	変	更	案
会の終結の ② 増員又	のうち最終の の時までと ^っ は補欠とし	ー かものに関す する。 、て選任され	人内に終了する 一る定時株主総 た取締役の任 一る時までとす	事業年度の	ン任期は、選任後 <u>1</u> 4 うち最終のものに関 時までとする。 (現行どおり)	
1項の取	は、会社法 役会の決議 締役(取締	によって、同 役であった	項の規定によ 引法第423 条第 者を含む。)の ;することがで	(取締役の責任免 第31条	除) (現行どおり)	
<u>ද</u> නං	新	記)		り、社外取 の賠償責任 できる。た	、会社法第427条第 2締役との間に、同語 任を限定する契約を だし、その賠償責任 5額とする。	去第423 条第1項 と締結することが

現	行	定	款	変	更	案	
(監査役の責任免除)			(監査役の責任免除)			
1項の監査後	の決議に (監査役	よって、「とであった	1項の規定によ 司法第423 条第 者を含む。)の 余することがで	第41条	(現行どおり)		
	新	設)		り、社外盟 の賠償責 できる。7	は、会社法第427条第 監査役との間に、同窓 任を限定する契約を とだし、その賠償責任 る額とする。	生第423 条第1項 締結することが	

3. 日程

取締役会決議平成 23 年 5 月 27 日定時株主総会開催日平成 23 年 6 月 25 日効力発生日平成 23 年 6 月 25 日

以上